

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開平11-167356

(43) 公開日 平成11年(1999) 6月22日

(51) Int.Cl. ⁶	識別記号	F I
G 0 9 F 9/30		G 0 9 F 9/30 Z
G 0 4 G 1/00	3 2 5	G 0 4 G 1/00 3 2 5

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 4 頁)

(21) 出願番号	特願平9-335922	(71) 出願人	597170357 株式会社エムコモンズ 東京都台東区三筋2丁目20番8号
(22) 出願日	平成9年(1997)12月5日	(72) 発明者	名執▲たかし▼ 東京都台東区三筋2丁目20番8号 株式会 社エムコモンズ内
		(74) 代理人	弁理士 磯野 道造

(54) 【発明の名称】 液晶表示機

(57) 【要約】

【課題】 キーホルダー等のように、所持すること、及び、眺めることによる満足感を得られることのできる液晶表示機の提供を目的とする。

【解決手段】 表裏を有する本体 A の、輪郭に任意の形態を形成し、一方の面部 1 a に任意の形態や模様を立体的に形成し、他方の面部 1 b に液晶表示部 3 を設けたことを特徴とする液晶表示機を提供するものである。

1a

1b

A

【特許請求の範囲】

【請求項 1】 表裏を有する本体の、輪郭に任意の形態を形成し、一方の面部に任意の形態や模様を立体的に形成し、他方の面部に液晶表示部を設けたことを特徴とする液晶表示機。

【請求項 2】 表裏を有する本体の、輪郭に任意の形態を形成し、一方の面部及び他方の面部にそれぞれ液晶表示部を設けたことを特徴とする液晶表示機。

【請求項 3】 前記液晶表示部がゲーム機能、時計機能、計算機機能のうち少なくとも一つの機能を有すること

10

を特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載された液晶表示機。

【請求項 4】 前記一方の面部と他方の面部とが分割自在であり、且つ、互いの面部が結合する結合部位に収納空間を形成したことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか一つに記載された液晶表示機。

【請求項 5】 前記一方の面部と他方の面部とが分割自在であり、前記一方の面部と他方の面部とが枢支部を介して連結され、この枢支部を支点にして開閉自在であり、且つ、互いの面部が当接する当接部位に収納空間を

20

形成したことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか一つに記載された液晶表示機。

【請求項 6】 前記本体に吊り下げ部材を取り付けたことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 5 のいずれか一つに記載された液晶表示機。

【請求項 7】 前記形態は、ウォルトディズニー（登録商標）のキャラクターからなることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか一つに記載された液晶表示機。

30

【請求項 8】 前記形態は、ハローキティ（登録商標）のキャラクターからなることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか一つに記載された液晶表示機。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、液晶表示機に関するものであり、特にその形状が任意の形態や模様を形どった液晶表示機に関する。

【0002】

【従来の技術】人間、動物による著名なキャラクター、例えば、ウォルトディズニーによるキャラクター等は従来から強い人気がある。この為、これらの形態を形どったキーホルダー、シール、ペンダント等は、それを所持すること、及び、眺めることによって満足感を与えるものであった。

40

【0003】また、これらのキャラクター等が登場する液晶ゲーム器具も見られ、これは、キーホルダー、シール、ペンダント等のようにそれを所持すること、及び、眺めることによって満足感を得るものではなく、遊具としての機能を加えることにより満足感を得るものである。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】しかし、人間、動物による著名なキャラクター等の形態を形どったキーホルダー、シール、ペンダント等は、それらの形態を眺めることにより視覚的に満足感を与えるだけのものが大半であり、他の用途について使用されることはほとんどない。一方、これらのキャラクター等が登場する液晶ゲーム器具については、キーホルダー等とは異なる機能、つまりは遊具としての機能が主とする機能であり遊具としては満足感を得られるが、キーホルダー等のように、所持すること、及び、眺めることによる満足感を得られるものではない。例えば、液晶ゲーム器具の裏面の形態についても、電池の交換など専らその機能に着目したものばかりである。なお、一部の液晶ゲーム器具には吊り下げ部材を取り付けてある物も見られるが、あくまでも携帯が主とする目的であり、キーホルダー等のように眺めることによる満足感を得られるものではなかった。即ち、従来の液晶ゲーム器具は、遊具としての意味合いが強いものである為、ゲームをしていない時の活用法については考えられていなかった。よって、キーホルダー等を所持し、眺めることにより満足感を得るか、液晶ゲーム器具を所持し娯楽的な満足感を得るかの、一方に限られていた。本発明は、両満足感を得られるような液晶表示機の提供を目的とするものである。

【0005】

【課題を解決するための手段】上記問題に鑑み、本発明は、表裏を有する本体の、輪郭に任意の形態を形成し、一方の面部に任意の形態や模様を立体的に形成し、他方の面部に液晶表示部を設けたことを特徴とする。また、表裏を有する本体の、輪郭に任意の形態を形成し、一方の面部及び他方の面部にそれぞれ液晶表示部を設けたことを特徴とする。ここで、前記液晶表示部は、ゲーム機能、時計機能、計算機能のうち、少なくとも一つの機能を有することを特徴とする。なお、前記液晶表示機は前記一方の面部と他方の面部とが分割自在であり、且つ、互いの面部が結合する結合部位に収納空間を形成している、または、前記一方の面部と他方の面部とが枢支部を介して連結され、この枢支部を支点にして開閉自在であり、且つ、互いの面部が当接する当接部位に収納空間を形成していることを特徴とする。または、前記本体に吊り下げ部材を取り付けたことを特徴とする。ここで、前記形態は、ウォルトディズニーのキャラクター、または、ハローキティのキャラクターからなることを特徴とする。

【0006】上記のような構成にすることにより、一方の面部にキャラクターなどの任意の形態が施される為、液晶表示部を使用しないときは、キーホルダー等のように装飾を主とした目的として使用することもでき、また、ゲーム、時計、計算機等のように液晶表示部が保持する機能を利用することもできるため、より実用的であ

50

る。このように、ゲーム、時計及び計算機等の機能を保持する液晶表示部とキャラクターの形態の合体により、より一層の販売の促進を図ることも可能である。

【発明の実施の形態】

【0007】以下、本発明の一実施の形態を、図面に基づいて説明する。各図面において、図1は液晶表示機の斜視図であり、図2は液晶表示機の表裏を示したものであり、(a)は液晶表示機の方の面部に成形したミッキーマウス(登録商標)の形態の正面図であり、(b)は他方の面部に設けたゲーム機能を有する液晶表示部の正面図である。図3は液晶表示機の表裏を示したものであり、(a)は液晶表示機の方の面部に設けた計算機機能を有する液晶表示部の図であり、(b)は他方の面部に設けたゲーム機能を有する液晶表示部の正面図である。図4は吊り下げ部材を取り付けた液晶表示機の斜視図である。

【0008】図1及び図2より、表裏を有する本体Aにおいて、一方の面部1aには任意の形態や模様としてのミッキーマウス2が立体的に成形され、他方の面部1bには液晶表示部3が設けられ、本体Aの輪郭は、任意の形態としてのミッキーマウスが形成されている。一方の面部1aに成形される形態や模様としては、ミッキーマウスのようなウォルトディズニーのキャラクターだけでなくハロークティ、ウルトラマン(登録商標)のようないかなるキャラクターでも良く、また、キャラクターだけでなく、例えば動物、又は図形標章等に形成することもできる。このように液晶表示部と任意の形態や模様を1つの本体に合わせて形成することで、視覚的に満足感を得るといった趣味性だけでなく、液晶表示部に必要とする機能のほか、他の複数の実用的機能を付加することも可能である。

【0009】この液晶表示部3にゲーム機能、時計機能又は計算機機能が保持された場合には、形態や模様成形した一方の面部1aによる視覚的な満足感に娯楽性又は実用性が加わる。また、これらの機能はゲーム機能、時計機能又は計算機機能だけに限られず、他にも日付、ストップウォッチ等の機能を複数合わせ持つことが可能であり、これらの機能を有する場合には、より多くの情報が得られ実用的である。

【0010】また、図3に示すように、本体Aの輪郭がミッキーマウスの形態を保持したまま、表裏の両面に液晶表示部3を設けることもでき、各々の液晶表示部3に異なる機能を持たせることで、更に、得られる情報量が増し、実用性が向上する。この場合の本体Aの輪郭は上記のように、いかなる形態や模様でも構わない。この液晶表示部3が、ゲーム機能、時計機能又は計算機機能を保持した場合には、上記と同様の理由で、更なる実用性が加わる。また、液晶表示部3は上記と同様に機能を複数所持することができ、それらを組み合わせることによって、使用用途も大きく増える。

【0011】更に、液晶表示機の本体Aは、前記一方の面部と他方の面部とを分割自在とし、互いの面部が結合する結合部位に収納空間を形成することも可能である。この場合には、一方の面部と他方の面部の両接合部に嵌合可能な縁部を形成させたり、更に、両面部を固定させるような係止用突出部を形成して、係止させるような構造をとることもできる。また、両面部の接合法及び接合の固定法については、どのような形態をとることも可能である。また、分割自在とされる一方の面部と他方の面部とを枢支部を介して連結し、この枢支部を支点にして開閉自在にし、両面部の当接部位に収納空間を形成することもできる。なお、上記の収納空間の形状については、用途に応じた形状に形成することが可能であり、特に限定されるものではない。前記のように、液晶表示機の本体Aに収納空間を設けることにより、小物の収納が可能となり、さらに便利である。

【0012】また、図4に示すように、前記本体Aに設置した取り付け部分4に吊り下げ部材5を取り付け携帯可能にすることもできる。また、図4は実施形態の一例であり、吊り下げ部材5の形状、及び吊り下げ部材5の取り付け位置は、図4に限定されるものではない。この様に吊り下げ部材5を取り付けたことで、保管・収納が便利になり、更に、キーホルダー等のように装飾を目的とした使用も可能となる。

【0013】

【発明の効果】表裏の一方の面部にキャラクターなどの形態が形成され、他方の面部には、ゲーム、計算機及び時計等の機能を保持している液晶表示部が設けられているため、キャラクターによる形体を眺めることによる満足感を得られるだけでなく、より実用性が向上する。また、表裏の両面部に液晶表示部を設けた場合は、その機能の組み合わせにより用途が大幅に増加し、多くの情報量を得ることができる。更に、収納空間を設けたことにより小物の収納が可能となり便利である。また、吊り下げ部材を取り付けることで携帯・保持を便利にし、また、キーホルダー等のような使用法も可能となり用途が増える。

【0014】このように、ゲーム、計算機及び時計等機能を保持する液晶表示部とキャラクターグッズを合体させることで、視覚的な満足感を得られるだけでなく、より多様な用途に使用されることができ、結果として、販売の促進にもつながるものである。

【図面の簡単な説明】

【図1】液晶表示機の斜視図である。

【図2】液晶表示機の表裏を示したものであり、(a)は液晶表示機の方の面部に成形したミッキーマウスの形態の正面図であり、(b)は他方の面部に設けたゲーム機能を有する液晶表示部の正面図である。

【図3】液晶表示機の表裏を示したものであり、(a)は液晶表示機の方の面部に設けた計算機機能を有する

液晶表示部の正面図であり、(b)は他方の面部に設けたゲーム機能を有する液晶表示部の正面図である。

【図4】吊り下げ部材を取り付けた液晶表示機の斜視図である。

【符号の説明】

A・・・本体

* 1a・・・一方の面部

1b・・・他方の面部

2・・・ミッキーマウス

3・・・液晶表示部

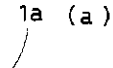
4・・・取り付け部分

* 5・・・吊り下げ部材

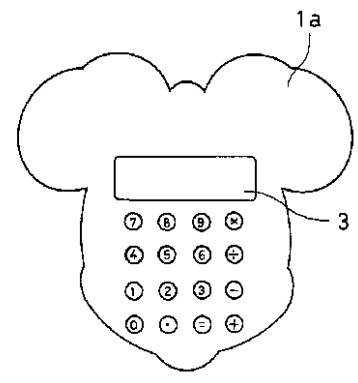
【図1】



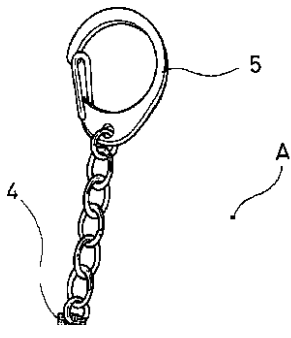
【図2】



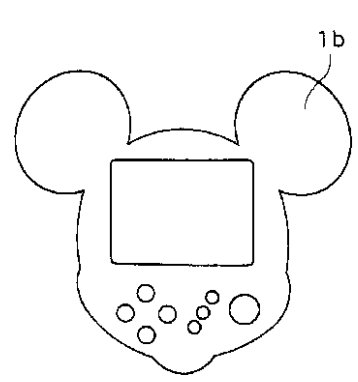
【図3】



【図4】



2 (b)



(b)

